

日本産酒類の輸出促進に向けた取組



外務省
2017年3月

- 全世界220か所の在外公館を最大限活用し，以下の取組を実施。



情報発信の強化



輸出環境の整備

【情報発信の強化】

①在外公館における日本産酒類の活用

レセプション等における積極的な活用

- ・在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、日本産酒類を積極的にアピールし、行事参加者から高い評価を得ている。
東日本大震災後は、特に被災地の日本酒・日本ワインを積極的に活用中。

- ・外務省では、在外公館からの調達希望を受けてコンクール受賞酒等の日本産酒類を調達・送付。平成23年からこれまで約76,300本の日本酒を、また、平成20年から約32,300本の日本ワインを送付。平成28年度購送数は日本酒約17,300本、日本ワイン約6,700本になる見込み。

在外公館長に対する研修の実施

- ・在外公館における日本産酒類の活用のための取組の一環として、平成23年から、在外公館長として赴任予定の者及びその配偶者等を対象に、赴任前研修において「日本酒講座」及び「日本ワイン講座」を実施。
- ・「日本酒講座」については国税庁・酒サムライ事務局の、「日本ワイン講座」については日本ワインを愛する会事務局の協力を得て、日本酒及び日本ワインの魅力、会食での活用の方法等について研修を実施。

【情報発信の強化】②外国でのプロモーション

需要喚起

～魅力を知ってもらう～

「ぐい呑陶芸展・日本酒講習会」

カナダ・オタワ, 2016年9月

在カナダ大使館講堂にて、日本大使自らによる日本酒の分類、取扱い方・味わい方に関する講演及び利き酒会を実施。

あわせて、日本の陶芸家・桐谷純子氏による「108のぐい呑」展を開催し、同氏の作品を使って実際に日本酒を試飲する機会を設け、参加者から好評を得た。



販路開拓

～レストラン関係者やバイヤーにターゲットを絞る～

総領事公邸における日本酒イベント

韓国・釜山, 2016年6月

日本酒造組合中央会の協力を得て、日本酒の魅力に関するセミナー及び日本酒の試飲会を実施。

試飲会では7酒蔵・14銘柄の日本酒を紹介した。当地の日本料理店をはじめとする飲食店関係者や酒類卸売業者など約50名の出席者に日本酒の魅力を発信した。



輸出拡大

～受注に繋げる～

「奄美の黒糖焼酎のタベ」

ドイツ・ベルリン, 2015年10月

在ドイツ大使公邸にて、鹿児島県商工会連合会との共催で、ホテル・レストラン、卸・小売・飲食関係者等を対象に、奄美の黒糖焼酎をはじめ鹿児島の食材をPRするイベントを開催。

イベント後に複数の酒蔵がドイツの有名レストラン等から受注する等の成果を得られた。



【情報発信の強化】③国内でのプロモーション

地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業

外務大臣と地方自治体の首長との共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

➤ 岸田大臣のイニシャティブにより平成27年2月に開始し、これまでに10回実施。

平成27年 2月 3日	京都市	平成28年 2月 9日	香川県
平成27年 3月12日	福島県	平成28年 6月 1日	茨城県
平成27年 7月23日	広島県・広島市	平成28年11月10日	和歌山県
平成27年10月27日	三重県	平成29年 2月 1日	佐賀県
平成27年11月12日	青森県	平成29年 3月23日	山口県

外務大臣及び山口県知事共催レセプション (平成29年3月23日)

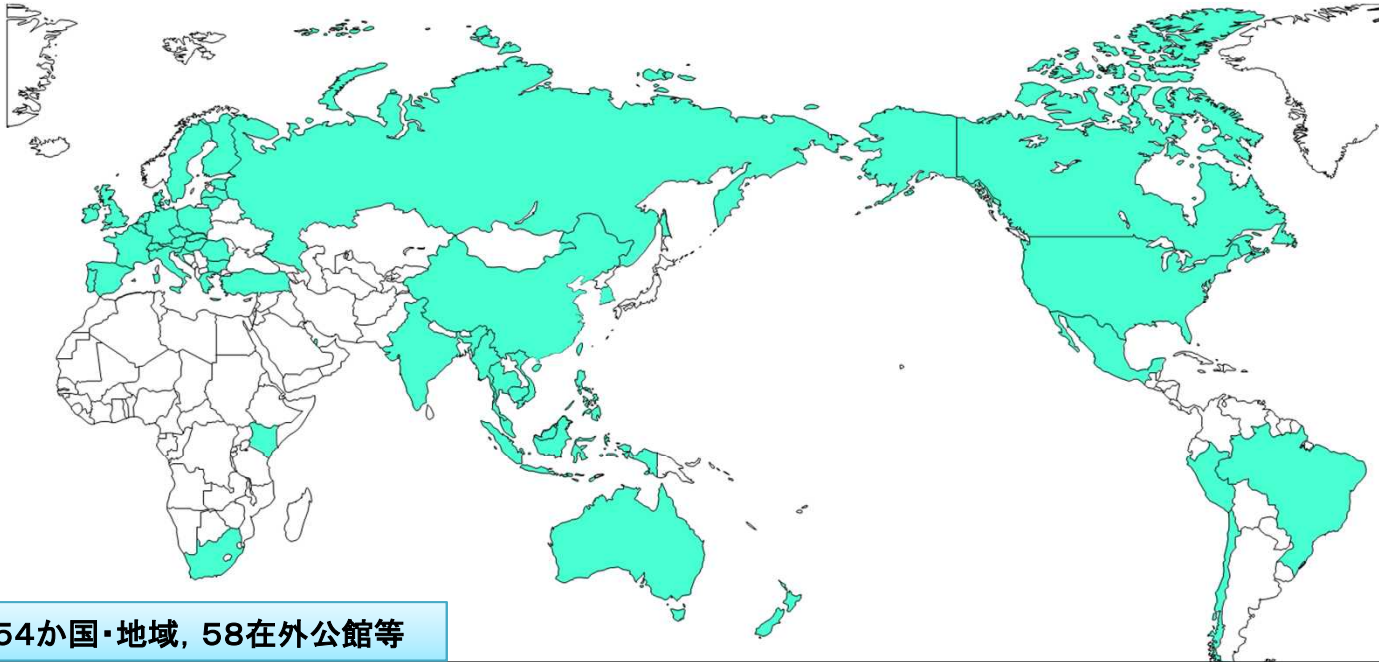
外務省飯倉公館にて、「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業 外務大臣及び山口県知事共催レセプション」が開催され、駐日外交団、駐日外国商工会議所、観光関係者他約300名が参加。本レセプションでは、山口が誇る特産品や観光等を紹介する様々なブースを設けるとともに、冒頭の鏡割りには、山口県産の日本酒を使用し、山口の多様な魅力をアピールしました。



【輸出環境の整備】

① 日本企業支援担当官(食産業担当)

- **日本企業支援担当官(食産業担当)**: 日本の農林水産物・食品の輸出や食産業の海外展開に向けた取組を促進するため、2015年12月に設置。



【設置公館】54か国・地域, 58在外公館等

- ◆アジア 15公館等(インド, インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, 韓国, 中国, 上海(総領事館), 香港(総領事館), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, 台湾(公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所))
- ◆大洋州 2公館(オーストラリア, ニュージーランド)
- ◆北米 4公館(米国, ニューヨーク(総領事館), ロサンゼルス(総領事館), カナダ)
- ◆中南米 4公館(チリ, ブラジル, ペルー, メキシコ)
- ◆欧州 28公館(アイルランド, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, ギリシャ, クロアチア, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ポルトガル, ラトビア, リトアニア, ルーマニア, ルクセンブルク, ロシア)
- ◆中東 3公館(アラブ首長国連邦, カタール, トルコ)
- ◆アフリカ 2公館(ケニア, 南アフリカ)

* 輸出戦略上の重点国及びTPP参加国等に設置

【輸出環境の整備】①－2食産業担当への個別相談

➤ 具体的な相談内容(例)

- A国への進出を考えているが、現地の治安や政治・経済事情について教えてほしい。
- B国で食品安全に関する法律・規制の改正があったと聞いたが、概要や留意すべき点を教えてほしい。
- C国に地元の農水産物を売り込みたいと考えているが、大使公邸でプロモーションの機会を得られないか。
- D国への輸出プロセスでトラブルが発生した。現地当局の不当な対応が原因と思われるため、改善を申し入れてほしい。



【輸出環境の整備】

②輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

- 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故後、計81か国・地域で放射性物質に係る輸入規制が導入された。
- 政府として、各国政府等に対し、日本の農林水産物・食品の安全性について正確な情報を発信するとともに、科学的根拠に基づき日本産食品等に対する輸入規制を緩和・撤廃するよう働きかけ。
- このような取組の結果、これまで計21か国が規制を撤廃。2016年は5か国（インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス）で規制撤廃、40か国・地域（EU加盟28か国、米国、UAE等）で規制緩和が実現。
- 他方、韓国、中国、台湾を含む7か国・地域において、輸入停止を含む規制が維持されている。このため、引き続き、輸入規制を維持している国・地域に対し、緩和・撤廃に向けた働きかけを政府一体となって粘り強く行っていく。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成29年
3月17日現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール			ロシア			7か国・地域
	6か国・地域			1か国			
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	フィリピン(*1) インドネシア ニューカレドニア 仏領ポリネシア ブルネイ パキスタン	米国(*1)	ブラジル アルゼンチン	EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ウクライナ	ア首連 オマーン サウジアラビア バーレーン レバノン イスラエル カタール トルコ	エジプト モロッコ コンゴ(民)	53か国・地域
	6か国・地域	1か国	2か国	33か国	8か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	21か国
	8か国	1か国	6か国	1か国	3か国	2か国	

81か国・地域

(*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国の2か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和・撤廃の動向)

平成29年
3月17日現在

撤廃年月	国名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2011年 6月	カナダ	2014年 6月	シンガポール	・輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) ・検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
6月	ミャンマー	11月	サウジアラビア	・輸入停止(12都県の全食品)→検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
7月	セルビア	12月	バーレーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
9月	チリ	12月	米国	・検査報告書(3県)の対象品目が縮小
2012年 1月	メキシコ	12月	オマーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
4月	ペルー	2015年 2月	ブルネイ	・輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) ・検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)
6月	ギニア	3, 4, 5, 8月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について, 順次輸入停止を解除
7月	ニュージーランド	7月	ロシア	・輸入停止(8県の水産物)→青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)
8月	コロンビア	2016年 1月	EU加盟28か国	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等を検査証明対象から除外等)
2013年 3月	マレーシア	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9,10, 12月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について, 順次輸入停止を解除
4月	エクアドル	2月	スイス, ノルウェー, アイスランド, リヒ テンシュタイン	・2016年1月のEUの規制緩和に準じた規制緩和を実施
9月	ベトナム	3月	エジプト	・検査証明書の対象地域・品目を変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
2014年 1月	イラク	6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉, 野菜, 果物, 水産物, 牛乳・乳製品) →検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
1月	豪州	6月, 9月	仏領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)
2015年 5月	タイ ※一部野生動物肉除く	7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象県及び対象品目が縮小
11月	ボリビア	7月	カタール	・検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
2016年 2月	インド	10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料)→解除(野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等について証明の添付も不要に)
5月	クウェート	11月	UAE	・検査証明書の対象地域が縮小(15県→5県)
8月	ネパール	2017年3月	レバノン	・出荷制限品目の輸入停止が解除(47都道府県の全ての食品・飼料について放射性物質検査報告書の添付で輸出可に)
12月	イラン			
12月	モーリシャス			

(計21か国)

* 農林水産省資料を基に作成
* 規制緩和は2014年6月以降の
例を記載